

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年12月26日

木 曜 日

号 外

目 次

## 監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

## 公 告

### 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成24年3月29日付け及び平成25年3月26日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事及び富山県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月26日

富山県監査委員 坂 野 裕 一  
富山県監査委員 渡 辺 守 人  
富山県監査委員 酒 井 三 郎  
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

(通知文)

財 第 184 号

平成25年12月6日

富山県監査委員 坂 野 裕 一 殿  
富山県監査委員 渡 辺 守 人 殿  
富山県監査委員 酒 井 三 郎 殿  
富山県監査委員 桶 屋 泰 三 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年3月25日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252条の38第 6 項の規定により通知します。

(別添)

---

テーマ 1 : 公園・緑地等スポーツ・レクリエーション施設の財務事務及び経営管理  
について (H24テーマ)

監査結果報告書 (結果・意見)	措置の内容【公表項目】
<p><b>第三. 共通事項 (スポーツ・レクリエーション施設)</b></p> <p><b>1. 総括的検討</b></p> <p>(1) 指定管理者及び指定管理料の推移</p> <p><b>【意見 1】</b></p> <p>富山県有峰森林文化公園の指定管理者の募集について、2 期 (1 期平成18～20年度、2 期平成21～24年度) 連続して農林水産公社 1 者のみが応募し、結果として 2 期連続同公社が選定されている。</p> <p>競争原理が働くことを期待し公募型を継続するのであれば、指定管理料の見直し、募集期間の見直し、利用料金制度の導入等の検討が望まれる。</p> <p>(4) 事業報告書の検討</p> <p>ii. 監査結果</p> <p><b>【意見 2】</b></p> <p>富山県立山山麓家族旅行村の指定管理者は自主事業としてディスクゴルフ、バーベキューの食材提供を行っているが、収支報告書に計上されていない。</p> <p>この点、指定管理者に求める事業報告書の記載項目について (人事課発出文書) においては、指定管理者が実施した自主事業にかかる収支の報告は県担当課の任意とされているが、指定管理者の選定に公正な競争を促すためには指定管理の実態を収支報告書に適切に表すことが望ましい。</p> <p>なお、平成24年度決算からは自主事業に係る収支を区分報告する様式に変更されている。</p>	<p>第 3 期 (平成25年 4 月から平成 30 年 3 月まで) の指定管理者の選定に当たっては、指定管理料を見直し、利用料金制度を導入して公募を実施したものの、農林水産公社の 1 社のみの応募であった。</p> <p>今後、応募が得られるための課題や対応策について検討していく。</p> <p>平成24年度から収支報告書の記載項目を見直し、ディスクゴルフ、バーベキューの食材提供等の自主事業による収支状況を記載する項目を設定した。</p>

**【意見 3】**

平成23年度に公益財団法人富山県民福祉公園が県に報告した管理対象全施設の収支決算書（収支報告書）の共通管理費合計と、平成23年度の財団決算書上の管理費支出合計を比較した結果、29,364千円の相違があった。

これは、財団が平成24年度以降に予定している、太閤山ランドの園路改修等事業に充当するためその財源を繰越処理した分である。収支決算書（収支報告書）上では、当該繰越分も含めて共通管理費とされており、あたかも当年度に執行されたかのような表示となっている。財団によれば、県には当該繰越処理について適時に報告しており、表示の仕方が分からず、管理費の区分に含めたとのことである。

したがって、指定管理者側で収支報告書の記載方法について疑義が生じた場合には、適時に担当課に相談し、その指示を受けることが望まれる。

**2. 利用者数の状況****（3）利用者数の算定方法****【意見 4】**

指定管理者制度の導入目的の一つとして、利用者数の増加が挙げられる。しかし、現状の利用者数のうち無料利用者数の算定方法については、過去に他施設との比較検討がなされなかったこともあり、巡回方式や前期比較方式が併存するなど、施設による相違が顕著である。したがって、担当課及び指定管理者においては、他施設の算定方法も参考とし、より利用実態を表せるよう算定方法の精緻化に努められたい。

平成25年4月に、収支報告書の記載方法について疑義が生じた場合には適時に県担当課と連絡調整を図るよう、指定管理者に対して周知した。

無料利用者数の算定については、各施設の形態、指定管理者の管理体制及び費用対効果等を勘案し、担当課及び指定管理者において、効率的な算定方法の検討に努めている。

**【県民公園新港の森、富山県立山山麓家族旅行村、県民公園頼成の森】**

他の類似施設を参考に、無料利用者数の算定について、平成26年

度の算定から反映させるよう検討する。

**【富山県有峰森林文化公園】**

平成24年10月よりビジターセンターにて定点カウント方式を取り入れ、芝生広場等の無料利用者を計測している。

また、ビジターセンターから離れた遊歩道などの公園施設の無料利用者の計測については、総入り込み者数（林道の使用料を徴収する各連絡所を通過する車両台数により推定）の把握により算定する方法を検討している。

**【富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地】**

指定管理者において、他施設の算定方法も参考としながら無料利用者の効率的な把握方法を検討する。

**【富山新港元気の森公園】**

平成25年度中に無料利用者（緑地利用者）の利用実態を把握できる算定方法について他施設を参考に検討し、平成26年度から新たな算定方法で無料利用者数を算定する。

**【富山県空港スポーツ緑地、富山新港元気の森公園、富山県五福公園、富山県常願寺川公園、富山県富岩運河環水公園、富山県岩瀬スポーツ公園】**

各公園の利用者数算定については、公園毎の性格や特性が異なるため、全公園における標準化は困

### 3. 近隣施設の状況

#### 【意見 5】

艇長 8 m 未満の船舶保管料については艇長に応じ 4 段階の料金が設定されているが、約半数を占める艇長 8 m 以上の船舶の保管料については、単一の料金となっている。

利用者にコストに応じた負担を求めるため、艇長 8 m 以上の船舶の保管料についても、他の料金区分同様に艇長に応じた段階的設定が望まれる。

### 4. 稼働の状況

#### ①総論

#### 【意見 6】

富山新港元気の森公園及び富山県富岩運河環水公園においては、施設の稼働率が算定されていない。

施設の有効利用を促進するため、その尺度として利用実態を反映した稼働率を算定することが必要と考えられる。

難であるが、今後は、国が実施する利用実態調査も活用して、より正確な利用実態の把握に努めるものとする。

次回指定管理者公募（平成28年度）までに、艇長 8 m 以上の船舶の保管料について他の料金区分と同様に艇長に応じた段階的設定ができるよう指定管理者の意見を聞きながら、富山県港湾管理条例の利用料金表を細分化する改正について検討する。

#### 【富山新港元気の森公園】

公園のパークゴルフ場の利用促進のため適切に稼働率を算定する必要があることから、これまでの利用者実績数等を踏まえて平成25年度中に稼働率算定方法を検討し、平成26年度から稼働率を算定する。

#### 【富山県富岩運河環水公園】

富岩運河環水公園の有料公園施設（野外劇場）については、稼働日数は把握していたものの稼働率までの算定を行っていなかったため、平成24年度より稼働率の算定を行っている。

## 6. 総括的意見

### 【意見 7】

公表する利用者の範囲については特段の定めがないが、一部の施設においては、従来から公表利用者数に無料利用者数が含まれていない。これらの施設においては、利用実態を把握し更なる有効利用を図るため、無料利用者も含めた利用者数を公表することが望まれる（県民公園新港の森、富山県有峰森林文化公園、富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地）。

一方、有料利用者の増加のためには、稼働率の適切な把握が前提となる。この点、稼働率の把握が行われていない施設があり、改善が求められる（富山新港元気の森公園、富山県富岩運河環水公園）。

### 【県民公園新港の森】

平成24年度実績より、無料利用者数を含めた利用者数を公表している。

### 【富山県有峰森林文化公園】

平成25年度から、収支報告書の記載事項を見直し、無料利用者数を含めた利用者数を記載する項目を設定した。

また、有峰森林文化村会議が運営するホームページに無料利用者数を含めた利用者数などの実績を登載し、公表する手続きを行うよう指定管理者を指導した。

### 【富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地】

指定管理者において新湊マリーナ緑地の利用実態などを把握し、平成26年度から無料利用者も含めた利用者数を公表する。

### 【富山新港元気の森公園】

公園のパークゴルフ場の利用促進のため適切に稼働率を算定する必要があることから、これまでの利用者実績数等を踏まえて平成25年度中に稼働率算定方法を検討し平成26年度から稼働率を算定する。

### 【富山県富岩運河環水公園】

富岩運河環水公園の有料公園施設（野外劇場）については、稼働日数は把握していたものの稼働率までの算定を行っていなかったた

## 結論

## 【意見 8】

平日と休日の稼働率を区分して算定している施設（富山県五福公園、富山県常願寺川公園）においては、概ね平日の稼働率が低い結果となっている。

利用料金制導入済（又は導入予定）の施設にあつては、平日料金制を採用するのの一法と考えられる。

## 【意見 9】

今後は、各施設の利用者増加のノウハウを県全体で活用することが望ましい。例えば県所管の同種の施設で利用者が増加した事例（「指定管理者による公の施設の管理状況評価表」の記載項目「利用促進（収入増）に向けた取組み」に記載された事例など）を集め、要因分析を行った結果を共有することで多くの施設へ有効利用促進のためのヒントを与えることができる。

## 各論

県民公園新港の森

## 【意見 10】

テニスコートの稼働率が年間平均6%と低迷している。

稼働率の向上のためには、隣接する射水市体育館を本拠とする地域総合型スポーツクラブの会員に対する割引料金の適用等の工夫が望まれる。

県民公園頼成の森

め、平成24年度より稼働率の算定を行っている。

平成25年度から、富山県五福公園及び富山県常願寺川公園の指定管理に利用料金制度を導入したところであり、指定管理者において、平日の稼働率向上のため、新たに一部の施設に平日料金を設定した。

平成25年度から、各施設において24年度までに実施した利用者増加策についてまとめたものを県のホームページで公開する。

平成25年度より利用料金制度を導入し、指定管理者の提案により、利用しやすい料金設定を行っており、稼働率の向上に努めている。

**【意見 1 1】**

指定管理者側の説明によれば、県民公園頼成の森の入園者は県内在住者が大半であり、県外在住者の入園は少ないとのことである。当施設は多品種・多数のしょうぶを配置するなど他に類を見ない見所を有しており、県の魅力を対外的に発信する格好の施設と考えられる。したがって、今後は県外在住者の入園の増加が望まれる。

このためには、今後増加が見込まれる中高年齢層を取り込むべく、増山城、千光寺などの周辺施設を結んだ周遊ルートを開発し、この地域の魅力を発信することも一法と考える。

また、県内在住者についても、現状は富山市在住者の比率が高いことから、地元の砺波地区の入園者数の更なる増加が望まれる。このためには地元各団体との連携を更に強化することが望まれる。

富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地

**【意見 1 2】**

開かれた施設としていくため、指定管理者は海竜夏祭り（海の日）には一般開放を行うほか、新湊大橋の開通を踏まえ、今後は一般開放日を定期的に設けることを検討している。

一方、新湊マリーナ緑地については、利用者数増加に対する本格的な取り組みは見られない。

新湊マリーナ緑地の利用者数増加のためには、隣接する新湊マリーナとの連携策の策定と実行が望まれる。

北陸新幹線の開業に合わせて、平成25年度から、水生植物園の木道の再整備を行っており、入園者に安全に観賞してもらえるよう努めている。

また、花しょうぶ祭り期間中の案内標識を増やし、県外からの観光客が来園しやすい環境整備に取り組んでいる。あわせて、実行委員会のメンバーとともに、引き続き石川県のテレビやラジオでの宣伝も行っていく。

また、花しょうぶ祭りにおいて、平成25年度新たに記念写真の撮影を砺波市の写真組合に依頼したり、砺波市の音楽サークルに演奏を依頼したりするなど、地元との連携に取り組んでいる。

指定管理者において、新湊マリーナの一般開放日を定期的に設けるとともに、新湊マリーナ緑地との連携について検討する。

## 富山新港元気の森公園

## 【意見 1 3】

パークゴルフ場の利用者増加策としては、公認コース化とコース増設の二つが考えられる。コース増設については、関係機関との調整が必要であり、ハードルが高い。一方で、公認コースの要件はほぼ充足しており、追加コストがかからないため公認コース認定の手続が望まれる。これにより、パークゴルフ場の知名度が向上し、利用者数の増加が期待される。

一方、公園利用者の増加策としては、新湊大橋の供用開始を踏まえ、保育所や小学校のより一層の利用を図るため、PRを強化することが望まれる。

## 富山県空港スポーツ緑地

## 【意見 1 4】

指定管理者によれば、本施設において利用者数の増加余地のある箇所として、トラック及びテニスコートが挙げられるとのことである。

トラックの有効利用のためには、近隣小中高校への働きかけを強化し、学生の更なる利用促進を図ることが考えられる。また、テニスコートの有効利用のためには、雨天時の利用が制限されるハードコートから、砂入り人工芝への転換が望まれる。

また、隣が富山県総合体育センターである地の利を活かし、共同イベントの拡大等同センターの指定管理者と更なる連携を図るのも有効と考えられる。

指定管理者が公認コース認定による運営面でのメリット・デメリットを調査・分析し、公認コース認定申請について平成25年度中に結論を得る。

また、新湊大橋供用開始により、周辺の交通量が増加したことから、今後も引き続き近隣保育所・小学校とも連携したイベントを開催することで、公園利用者増加に努める。

陸上競技場トラックについては、指定管理者において、平成25年度より県内の学校へのダイレクトメールの発送先を増やし、利用促進策を強化した。また、テニスコートについては、県において、平成25年度中に全6面をハードコートから人工芝への改修を予定しており、利用者増加が期待できる。

また、従来から県総合体育センターと連携し、スポーツイベントを実施するとともに、同センターの宿泊室利用者に対するテニスコート割引料金を設定し合宿誘致などを行っている。更に平成25年度から、双方の施設に両施設のパンフレットを設置するなど相互利用

## 富山県常願寺川公園

## 【意見 15】

現在、指定管理者が企画している事業は、常願寺川公園ふれあいフェスティバルである。当イベントは約 1,000 人の利用者を集め、無料による利用者増加に貢献している。

今後、更に有料施設の稼働率を向上させるためには、地元スポーツ団体と共同でスポーツ教室を開催する等の工夫が考えられる。なお、スポーツ・保健課所管のスポーツ施設においてはスポーツ団体との連携がなされており、スポーツ・保健課と情報交換・連携を進め、利用者増加策を共有することが望まれる。

## 第四. 個別事項（スポーツ・レクリエーション施設）

## 1. 県民公園新港の森

## (5) 備品管理

## ④遊休資産の有無

## ii. 監査結果

## 【指摘 1】

備品 1 件（パーソナルコンピュータ）が不  
使用となっているにもかかわらず、不用決定

の促進に向けた連携に取り組んで  
いく。

指定管理者においては、平成25  
年度から、有料施設の平日割引料  
金制やポイント割引を導入するな  
ど、有料公園施設の稼働率向上に  
向けた新たな取組みを行っている。  
また、従来から、地元競技団体と  
の大会の共同開催や地元スポーツ  
団体によるスポーツ教室への協力  
を行っており、今後とも継続して  
行っていく。

なお、スポーツ・保健課との連  
携等については、従来より、同課  
が所管するHPにおいて都市公園  
をはじめとする県内スポーツ施設  
や県内スポーツ団体の情報発信を  
行うとともに、適宜、所管スポ  
ーツ施設の利用促進の取組みにつ  
いて情報交換を行っており、引き  
続き、利用者増加に連携して取り  
組んでいく。

指摘を受けたパーソナルコンピ  
ュータについては平成24年8月に

処理が行われていない。

今後供用見込みのない備品については、富山県会計規則第128条に従い不用決定処理が必要である。

#### ⑤備品除却取引の検証

##### 【意見16】

現物確認の結果、管理事務所前駐車場に、ナンバープレートのない乗用車が見られた。県担当課の説明によれば、この車は平成17年9月頃から公園敷地内に放置されていたものとのことである。

利用者からは駐車スペースの拡大が求められており、速やかな対応が望まれる。

## 2. 富山県立山山麓家族旅行村

### (2) 収入管理

#### ③利用料収入の検証

##### 2) 監査結果

##### 【指摘2】

収支報告書上の収入金額が売上管理表の合計金額より24,800円少なく計上されていた。これは、指定管理者側の説明によると、単純な転記誤りということであった。

利用料金制を採用しており、利用料収入はすべて指定管理者の収入になるため、この誤りによる県への損害はない。

しかし、収支報告書は指定管理者による施設の運営状況を報告するものであるから、正確に記載がなされる必要がある。なお、収支報告書の正確性を担保するためには、たとえば入力者と別の者による二重チェック等の管理体制が考えられる。

したがって、県担当課には、こうした管理体制となるよう指定管理者に対する指導を徹

不用決定処理を行い、今後、現物確認を徹底するよう指定管理者に対し指導した。

放置自動車の所有者を調査するなど、当該放置自動車を撤去するために必要な手続きを進めている。

指定管理者に対して、平成24年度の収支報告書から、複数の担当者による二重チェックを行うなど、収支報告書の記載に誤りがないよう十分注意して作成するよう指導した。

底する必要がある。

#### (4) 財産管理

##### ③公有財産の現物確認

###### ii. 監査結果

###### 【指摘 3】

遊具、パーベキューテントが工作物台帳に登録されていなかった。県担当者に質問したところ、登録漏れとなった理由は当時の担当者の失念であるということであった。工作物台帳は県資金の使用履歴を示す重要な帳票であり、登録漏れは富山県財産管理規則に違反しているため、速やかな登録が必要である。

登録漏れのあった工作物について、平成25年3月に登録を行った。

### 3. 県民公園頼成の森

#### (1) 施設の概要

##### ③収支報告書（指定管理者）の推移（21～23年度）

###### 【意見 17】

現在自動販売機は第1駐車場のトイレに併設されている1箇所のみである。

平成25年4月に、森林科学館入口に自動販売機を設置した。

森林科学館の来館者の中には自動販売機の場所を尋ねる来館者がいるほか、花しょうぶ祭りのアンケートで「自動販売機が森林科学館にもあるとよい」との要望も寄せられている。

施設利用者の利便性向上のために、自動販売機の追加設置の可否の検討が望まれる。

なお、県担当課によれば、平成25年4月に自動販売機を森林科学館に設置する予定とのことである。

#### (3) 支出管理

##### ③少額修繕費（100万円未満）の検証

###### ii. 監査結果

**【指摘 4】**

平成23年度において、第4トイレ給水管老朽化による修繕 287千円及び園内階段補修 472千円の2件については、指定管理者の自己負担によりなされていた。指定管理者によると、少額修繕費の年間合計の上限額が 696千円と定められており、支出時点でこの上限金額を超えていた上記修繕については、県に報告しないまま自己負担で行っていたとのことである。

この点、県民公園頼成の森の管理に関する協定書第6条第3項は、指定管理者に「修繕に係る限度額を超えて頼成の森の修繕を行う必要が生じた場合には、あらかじめ県に協議するものとする」ことを求めている。

したがって、指定管理者は、同条項に従い、修繕について県と事前協議が必要である。

**(4) 財産管理****③公有財産の現物確認****ii. 監査結果****【指摘 5】**

しょうぶ園協にあるNo.6のトイレが、建物台帳上は第一駐車場公衆便所と誤って記載されている。

富山県財産管理規則第24条に従い、建物の実態を表す適切な名称で台帳へ登録することが必要である。

**【指摘 6】**

平成22年度に取得した遊具13種類13点29,394千円が、工作物台帳に登録されていなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかに台帳へ登録することが必要である。

指摘を受け、限度額を超える修繕を行う必要がある場合は事前に協議するよう、平成24年9月に県から指定管理者を指導した。

指摘を受け、平成25年7月に建物台帳をしょうぶ園協公衆便所と修正した。

指摘を受け、平成25年3月に工作物台帳への登録を行った。

**【指摘 7】**

備品の中に備品表示票の貼付漏れが 5 件、物品番号の更新漏れが 6 件、劣化により番号判別不能のものが 2 件あった。

富山県会計規則第 116 条に従い、台帳記載の備品No.と整合した備品表示票を現物に貼付する必要がある。

**(5) 備品管理****④遊休資産の有無****ii. 監査結果****【指摘 8】**

複写機1台及びテレビ1台については、今後の使用見込みがない状態にあった。

今後供用見込みのない備品については、富山県会計規則第 128 条に従い不用決定処理が必要である。

**4. 富山県有峰森林文化公園****(1) 施設の概要****①概要****【指摘 9】**

協定書にキャンプ場及びテニスコートの利用時間が明記されていなかった。

有峰森林文化村条例第12条において、各施設の利用時間が定められており、基本情報として協定書に記載する必要がある。

**③収支報告書（指定管理者）の推移（平成21～平成23年度）****【意見 18】**

前述のとおり、当施設の収支報告書上の企画事業には、特定の企画事業に限定されない費用支出が多く含まれている（例：施設の運

指摘を受け、平成24年度中に備品表示票を貼り付けた。

指摘を受け、平成25年3月に不用決定処理を行った。

第3期（平成25年4月から平成30年3月まで）の協定書にキャンプ場及びテニスコートの利用時間を記載した。

平成25年度から、収支報告書の記載項目のうち企画事業に係る消耗品費と維持管理業務に係る消耗

営に係る文房具等、電球等の設備の維持管理のための消耗品費)。

企画事業は指定管理者によって異なるため、企画事業の内容に左右されない維持管理業務に係る費用とは区分して表示することが望ましい。収支報告書の記載方法を統一し、指定管理料の透明性を確保することが望まれる。

#### (4) 財産管理

##### ③公有財産の現物確認

###### ii. 監査結果

###### 【指摘 10】

工作物のうちアスレチック用具が工作物台帳に登録されていなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかに台帳へ登録することが必要である。

##### ④遊休資産の有無

###### ii. 監査結果

###### 【意見 19】

有峰ハウス別館(旧有峰青少年の家)に関する資産(旧有峰ハウス(建物)90,469千円及び石積(工作物)2,067千円等)は現在、指定管理者が会議等で時折利用するのみである。一方、当該資産は老朽化が進んでおり、修繕支出が継続的に発生している。

修繕支出に見合う収入が見込まれない場合、効率的な事業運営に支障をきたすおそれがある。

品費に区分して、収支報告書を作成するよう指定管理者を指導した。

工作物台帳の作成に当たって、当時の工事台帳を確認したところ、平成3年に設置されたものであり、20年(木造の雑工作物の耐用年数10年)を経過し、老朽化が激しいことから平成24年度に使用を禁止し、平成24年11月に不用決定の手続きを行い、撤去した。

有峰ハウス別館は、建設してから、約50年が経過し、雪囲の老朽化による修繕や屋根などからの漏水防止の修繕など経常的な修繕費を要しており、今後も経費を要すると考えられるので、企画事業における利用計画の見直しや、処分の可否を検討している。

有峰ハウス別館はもはや本来の役割を終えている上、会議室は有峰ハウス別館以外でも確保が可能である。したがって、今後想定される修繕費と処分費用を比較衡量の上処分の要否を検討することが望まれる。

## (5) 備品管理

### ③備品の現物確認

#### ii. 監査結果

#### 【指摘 1 1】

県担当課・指定管理者ともに、備品の網羅的な現物確認を行っていない。

したがって、富山県会計規則第120条に従い、現品と備品使用簿等との照合を実施する必要がある。

#### 【意見 2 0】

県森林政策課の備品使用簿に記載されている資産と富山県有峰森林文化公園の管理に関する協定書別記 1 及び富山県有峰森林文化公園の管理の業務に係る仕様書 2 施設管理事務に記載されている資産の個別対応が不明確であった。

指定管理者が管理すべき資産と森林政策課が管理すべき資産の区分が明確でない場合、両者のうちいずれの者によっても管理されない資産が発生するおそれがある。

そのため、指定管理者が管理すべき資産を明確にし、協定書に反映することが望まれる。

#### 【意見 2 1】

備品使用簿における配置場所については、

平成24年10月、平成25年6月に現物確認による備品使用簿と突合せ照合を実施した。

今後、毎年度に備品の現物確認を行い、適切な管理に努めるとともに、備品に変動がある場合には、施設管理に関する協定書の管理対象備品の変更手続きを行う。

第3期（平成25年4月から平成30年3月まで）の協定書に指定管理者が使用し管理すべき備品を詳細に記載し、県と指定管理者の管理区分を明確化した。

平成24年10月に現物確認による

現在、「有峰山」「有峰会館」又は「有峰ハウス」と記載されている。しかし、公園内には、有峰ハウス、有峰ハウス別館及びビクターセンター等備品使用簿に記載されている配置場所の名称とは異なる備品があった。

そのため、備品使用簿と現物の照合に際し、現物の配置場所を備品使用簿からは直ちに特定できず、効率的な照合作業に支障をきたすおそれがある。

備品使用簿における配置場所の記載については、より具体的な施設名により表記する等、備品の効率的な照合・管理が可能となるよう検討することが望まれる。

#### ④遊休資産の有無

##### ii. 監査結果

###### 【指摘 1 2】

現物確認の結果、現在使用されていないゴミ焼却炉（963千円、平成5年取得）及び無線機（25,752千円、平成4年取得）が発見された。また、担当者への質問の結果、有峰ハウス別館（旧有峰青少年の家）に関する備品は、現状において殆ど使用されていないことが判明した。

今後供用見込みのない備品については、富山県会計規則第128条に従い不用決定処理が必要である。

備品使用簿と突合せ照合を実施し、平成25年1月に備品使用簿の記載の訂正を行い、具体的な配置場所を記載した。

今後、毎年度に備品の現物確認を行い、適切な管理に努めるとともに、備品に変動がある場合には、施設管理に関する協定書の管理対象備品の変更手続きを行う。

ゴミ焼却炉については、今後予算を確保し、廃棄を行うこととし、有峰ハウス別館（旧有峰青少年の家）に関する備品については、平成24年10月に現物確認による備品使用簿と突合せ照合を実施し、不用決定処理の漏れがあった備品について、不用決定の手続きを行った。

今後、毎年度に物品の現物確認を行い、備品の利用状況及び状態等を十分見極め、使用が困難な備品について順次不用決定の手続きを行う。

また、無線機（高度情報ネットワーク：防災用）については、現在使用しているものである。

## 5. 富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地

### (2) 収入管理

#### ③利用料収入の検証

##### ii. 利用料収入の個別検証

#### 監査結果

#### 【意見 2 2】

平成23年度末において、前納が原則であるところ、請求書発行後も料金が未納となっている案件 5 件 1,058千円（いずれも平成24年12月6日時点で598日の滞留期間である）が発生している。

未納料金の発生により、利用者間の料金徴収の公平が損なわれる可能性がある。また、事後的に発生する料金回収に関する事務負担により、指定管理者の円滑な事業運営に支障が生じるおそれがある。

指定管理者においては、文書や電話による催告及び自宅訪問等により回収の取り組みを行っている。また、事前対策として口座振替による納入も行っている。

今後も、利用者間の料金徴収の公平性の観点及び円滑な事業運営の観点から、事前対策として、クレジット決済の導入など利用者にとって一層利用がしやすい納入方法の検討も望まれる。

#### 【意見 2 3】

サンプルのうち平成24年3月8日申込の艇置場利用（艇長7.6m・期間7ヶ月）については、利用開始日が平成23年9月1日となっており、利用料金が後払いとなっていた。これは、当初申請利用期間を超えて保留されている物件につき、指定管理者から所有者に対し、継続して保留することの意思確認と申込書の提出

指定管理者において、口座振替による支払方法を利用者に周知するとともに、クレジット決済の導入など利用者にとって一層利用がしやすい納入方法について検討し、平成25年度中に結論を得る。

富山県港湾管理条例第26条第1項に規定する「特別の理由があると認める場合」を明文化した基準を県と協議し平成25年度中に作成するよう指定管理者を指導した。

の督促を実施した結果、利用者における申込日が実際の利用開始日の後となったものである。指定管理者においては、他の同様の事例についても同様の対応を行っている。

富山県港湾管理条例第26条1項においては、使用許可を受けた者は、原則として指定管理者に利用料を前納することとされているが、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでないとされている。申請利用期間を超えて係留されている物件に対する指定管理者の対応は、同条項の特別の理由に基づく対応であると判断される。しかしながら、指定管理者においては、現在、同条項に規定する特別の理由について特に明文化された基準を設けていない。

条例が定める例外的処理につき文書等による情報共有がなされない場合、指定管理者の判断により利用者対応に不公平が生じるおそれがある。

したがって、同条項に規定する特別の理由を文書等により明確にし、取り扱いの公平を図ることが望まれる。

#### 【意見 2 4】

先に述べたとおり、当初申請利用期間を超えて係留されている物件については、指定管理者は所有者に対し継続して係留することの意思確認と申込書の提出の督促を行っている。

当初申請利用期間を超えて係留されている物件に関する事後的な事務手続の発生は、指定管理者の過度の負担となり、円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがある。

そのため、当初申請利用期間満了前に継続して係留することの意思確認と申込手続がな

指定管理者においては、以前から係留希望者に対して申請利用期間満了前に意思確認を行うとともに申請書を提出するよう働きかけており、今後とも利用者の理解を得て期間満了前に申請書が提出されるよう努める。

されるよう対策を行うことが望まれる。

#### (5) 備品管理

##### ④遊休資産の有無

###### ii. 監査結果

###### 【指摘 1 3】

備品 1 件（出入港一覧表）が腐食のため不使用となっているにもかかわらず、不用決定処理が行われていない。

今後の供用見込みのない備品については、富山県会計規則第 128 条に従い不用決定処理が必要である。

なお、県担当課によれば、平成25年 1 月に不用決定処理を行ったとのことである。

平成25年 1 月に不用決定処理済みである。

#### 6. 富山新港元気の森公園

##### (3) 支出管理

##### ②主要支出項目の検証

###### ii. 収支報告書支出項目の検証

###### 2) 監査結果

###### 【指摘 1 4】

5 月度の下水道代は口座振替のお知らせによれば 3,825 円であるが、収支報告書上は 2,825 円として集計されていた。

担当者のケアレスミスが原因とのことであるため、他の担当者によるダブルチェック等を行い、収支報告書を正確に作成する必要がある。

平成24年度の収支報告書から、複数の担当者によるダブルチェックを行い、収支報告書を正確に作成することとした。

#### 7. 富山県空港スポーツ緑地

##### (4) 財産管理

##### ③公有財産の現物確認

###### ii. 監査結果

###### 【指摘 1 5】

A・B・C・E 地区のスプリンクラーが平成23

平成25年 9 月に、指摘のあった

年度中に撤去されたにも関わらず、工作物台帳から削除されていない。またC・E地区の遊具及びC地区のスカルプチェア（遊具）が過去に撤去され存在しないにも関わらず、工作物台帳から削除されていない。

撤去した工作物については、富山県財産管理規則第24条4項に従い、直ちに工作物台帳に抹消登録する必要がある。

#### 【指摘 1 6】

A地区にあるグラウンドが第3種公認グラウンドとして工作物台帳（富山県財産管理規則第24条）に記載されているが、現状では要件を充足しておらず、第3種公認グラウンドに該当しない。

工作物は実態を表す適切な名称で工作物台帳に記載する必要がある。

#### 【指摘 1 7】

C地区の遊具について工作物台帳への登録漏れがあった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかに台帳へ登録することが必要である。

### 8. 富山県五福公園

#### （4）財産管理

#### ③公有財産の現物確認

##### ii. 監査結果

#### 【指摘 1 8】

公園内陸上競技場の西側にポンプ施設を収納する建物（揚水ポンプ小屋、鉄筋コンクリート造）があったが、これが建物台帳に登録されていなかった。また、当該建物近くのプレハブ物置も建物台帳に登録されていなかった。

全ての工作物について、工作物台帳から抹消した。

平成25年8月に、工作物台帳の記載の訂正を行った。

平成25年9月に、工作物台帳への登録を行った。

平成25年9月に、指摘のあった全ての建物について、建物台帳への登録を行った。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかに台帳へ登録することが必要である。

**【指摘 1 9】**

上記登録漏れとなっていた揚水ポンプ小屋（鉄筋コンクリート造）の従前の揚水ポンプ小屋（木骨モルタル造）は取り壊され、現存していないが建物台帳からの抹消登録がされていなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかな抹消登録が必要である。

**【指摘 2 0】**

公園内陸上競技場の西側の貯水タンク、野球場西側の焼却炉及び砂置場が工作物台帳に登録されていなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかに台帳へ登録することが必要である。

**（5）備品管理**

③備品の現物確認

ii. 監査結果

**【指摘 2 1】**

五福公園倉庫にスーパーが保管されていたが、備品台帳に登録されておらず、富山県会計規則第 128条に反する。県担当課によれば、当該スーパーには富山空港の名称が記されており、富山空港の備品を所管替えしたものと考えられるが、既に故障し修理不能であり、将来の利用見込みはないとのことである。

したがって、当該スーパーについては、速やかな廃棄処理が必要である。なお、県担当課によれば現在廃棄手続中とのことである。

平成25年9月に、建物台帳から抹消した。

平成25年8月に、指摘のあった全ての工作物について、工作物台帳への登録を行った。

平成25年9月に、指摘のあった備品について現物確認のうえ、廃棄した。

## 9. 富山県岩瀬スポーツ公園

### (1) 施設の概要

③収支報告書（指定管理者）の推移（21～23年度）

#### 【指摘 2 2】

平成22年度の「その他物件費」には除雪機・プリンターの購入費約 600千円が含まれているが、当該備品については県への報告がなかった。

富山県岩瀬スポーツ公園指定管理者業務仕様書には、指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議する必要がある旨が記載されている。

したがって、県担当課には、上記仕様書に従い適切な報告がなされるよう、指定管理者を指導することが求められる。

### (4) 財産管理

③公有財産の現物確認

#### ii. 監査結果

#### 【指摘 2 3】

建物のうち休憩所（索引番号0307、昭和61年取得）が実在しなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い、速やかな抹消登録が必要である。

#### 【指摘 2 4】

以下の建物が建物台帳に計上されていない。

- ・ソフトボール競技場に隣接する倉庫
- ・ソフトボール競技場に隣接する審判控室

(C、Dの2箇所)

- ・硬式テニスコートに隣接する器具庫

平成24年度中に、指定管理者に、今後、備品を設置する場合は、施設管理に関する協定書に基づき報告するよう指導した。

平成25年9月に、建物台帳から抹消した。

平成25年9月に、指摘のあった全ての建物について、建物台帳への登録を行った。

- ・正面入口近くの旧売店（以下、「④遊休資産の有無」を参照）
- ・軟式テニスコートに隣接するプレハブしたがって、富山県財産管理規則第24条に従い速やかに建物台帳へ登録する必要がある。

**【指摘 2 5】**

硬式テニスコート周辺のフェンス及び夜間照明が工作物台帳に記載されていなかった。

富山県財産管理規則第24条に従い速やかに工作物台帳へ登録する必要がある。

**(5) 備品管理****③備品の現物確認****ii. 監査結果****【指摘 2 6】**

補助競技場に備品使用簿に記載のないローラーが現存していた。県担当課によれば、当該ローラーは以前使用していた県所有の整備機械を処分した際、部品部分のローラーのみ廃棄されず残存していたものであることのことである。

したがって、当該ローラーについては、速やかな廃棄処分が必要である。なお、県担当課によれば、当該ローラーの速やかな廃棄を予定しているとのことである。

**④遊休資産の有無****ii. 監査結果****【指摘 2 7】**

焼却炉 2 基は、従来使用していたものの、ダイオキシン発生のおそれがあることから、現在では使用されておらず、今後も使用予定はないとのことである。

平成25年8月に、指摘のあった全ての工作物について、工作物台帳への登録を行った。

平成24年度中に、指摘のあった備品について現物確認のうえ、廃棄した。

焼却炉については、今後、順次予算を確保し計画的に廃棄を行っていくこととしている。

今後供用見込みのない備品については、富山県会計規則第 128 条に従い不用決定処理が必要である。なお、一般に焼却炉の処分費用は嵩むため、計画的な廃棄が必要と考えられる。

## 10. 富山県常願寺川公園

### (2) 収入管理（金券、領収書管理を含む）

#### ③使用料収入の検証

ii. 使用料収入の個別検証（関連証憑との突合）

#### 2) 監査結果

##### 【指摘 2 8】

管理棟での現金の実査結果は16,640円であり、釣銭用資金保管簿 5,000円と小口現金の管理表 6,640円の合計11,640円と不一致だった。

これは、釣銭用資金 5,000円のみでは釣銭が不足する可能性があることから、当施設の職員が個人的に 5,000円を立て替えていたことが要因である。しかし、当該立替金は釣銭用資金保管簿に記録されていなかった。

個人財産と県有財産又は指定管理者の保有財産の区分は重要であるため、釣銭用資金保管簿に適切に記録のうえ、金庫の第三者チェックを定期的に行うなどの適切な管理が望まれる。

##### 【指摘 2 9】

スポーツハウスでの現金の実査結果は66,020円であり、釣銭用資金保管簿25,000千円と前営業日の売上収入管理簿23,060円の合計48,060円と不一致だった。

これは、一部の高校教師から生徒が練習するための利用料を前受けで預かっていた分17,960円が記録されていなかったことが要因

指定管理者に対して、適切な出納管理を行うよう指示した。

指定管理者からは、平成24年度中に、職員個人が指定管理者の保有財産を立て替えないよう釣銭用資金を増額するとともに、金庫の残高確認と保管簿への記録を徹底した旨報告を受けた。

指定管理者に対して、適切な出納管理を行うよう指示した。

指定管理者からは、県との協議を受け、平成24年度中に、料金の徴収方法に後納制度を導入するとともに、出納簿への記録等徹底改善した旨報告を受けた。

である。当該預り金はいずれの管理簿にも記録されていない。

預り金として処理する場合は、その旨を適切に記録する必要がある。また、生徒が現金を持ち歩くことを回避するためには、後納制度を利用する等の工夫が考えられる。

#### (4) 財産管理

##### ③公有財産の現物確認

##### ii. 監査結果

##### 【指摘 30】

建物のうち資材置場（索引番号0106、昭和55年取得）が実在しなかった。県担当者によれば、当公園の設置当初に建築された物置（建物）をその後解体したが、その際の抹消登録を失念したとのことである。

富山県財産管理規則第24条第4項に従い、速やかな抹消登録が必要である。

##### 【指摘 31】

建物の実地確認を行ったところ、倉庫（索引番号0107、昭和59年取得）及び倉庫（索引番号0115、平成2年取得）について、建物台帳（富山県財産管理規則第24条）に記載されている構造と実際の構造が異なっていた。具体的には建物台帳には鉄筋コンクリートとあるが、実際は鉄骨プレハブ構造であった。

建物の構造は財産価格の改定や修繕の要否決定に際して参考になる重要な情報であり、速やかな変更登録処理が必要である。なお、県担当課によれば、現在変更登録手続中とのことである。

##### 【指摘 32】

バーベキュー広場近くの便所に隣接する、

平成25年10月に、建物台帳から抹消した。

平成25年8月に、建物台帳の記載について変更登録を行った。

平成25年8月に、指摘のあった

ゴミ置場が工作物台帳に記載されていなかった。また、わんぱく広場内の遊具が工作物台帳に記載されていなかった。

富山県財産管理規則第24条に定める工作物台帳への記載が必要である。なお、県担当課によれば、現在登録手続中とのことである。

#### (5) 備品管理

##### ③備品の現物確認

##### ii. 監査結果

##### 【指摘 3 3】

実地確認の結果、備品のうち横木（馬術競技用障害物）30本及び馬術競技用障害物26品目他について、一部所在不明なものがあり品数が正確に確認できなかった（富山県会計規則第 117条違反）。これは、県及び指定管理者が当該備品を定期的の実査してこなかったこと（富山県会計規則第 120条違反、協定書違反）、これにより、県・指定管理者・馬術連盟の3者間で馬場所在備品の所有関係が整理されてこなかったことに起因している。

したがって、県及び指定管理者は実地確認を行った上で、県・指定管理者及び馬術連盟の3者間で、備品の所有関係を整理し今後の備品管理のあり方について協議を行うことが必要である。

##### ④遊休資産の有無

##### ii. 監査結果

##### 【指摘 3 4】

指定管理者によれば、備品のうち、ノートパソコン（物品番号1506-04-08-0047）については現在使用していないが、来年度に除却申請予定であるとのことであった。

富山県会計規則第 128条に従い、速やかな

全ての工作物について、工作物台帳への登録を行った。

平成24年度から平成25年度にかけて、県、指定管理者及び馬術連盟の3者において、馬場に所在する全ての備品について実地確認して、所有関係及び台帳上の不備の整理を行った。

また、今後の備品管理のあり方について3者間で協議し、今後は指定管理者が年1回備品の確認を行うとともに、必要に応じて適宜現状確認を行い、協定に基づく適正管理に努めることとした。

平成25年7月に、指摘のあった物品について、不用決定手続きを行った。

不用決定手続が必要である。なお、県担当課によれば、現在不用決定手続中とのことである。

#### 1 1 . 富山県富岩運河環水公園

##### ( 4 ) 財産管理

##### ③公有財産の現物確認

##### ii . 監査結果

##### 【指摘 3 5】

公園内の全ての遊具について、工作物台帳に記載がなかった。

富山県財産管理規則第24条に定める工作物台帳への記載が必要である。

平成25年8月、全ての遊具（全6件）について、工作物台帳への登録を行った。

## テーマ 2 : 流域下水道事業の財務事務及び経営管理について (H 24 テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 ( 結 果 ・ 意 見 )	措 置 の 内 容【公表項目】
<p>第五. 流域下水道事業</p> <p>4. 固定資産</p> <p>(1) 固定資産の概要</p> <p>②公有財産の現物確認</p> <p>ii. 監査結果 (神通川左岸浄化センター)</p> <p><b>【指摘 3 6】</b></p> <p>送風機棟 1 棟が建物台帳に登録されていなかった。</p> <p>富山県財産管理規則第24条に従い速やかに建物台帳へ登録する必要がある。なお、現在、建物台帳への登録作業が行われている。</p> <p>④備品管理</p> <p>iii. 備品の現物確認</p> <p>(i) 監査結果 (二上浄化センター)</p> <p><b>【指摘 3 7】</b></p> <p>平成23年度末現在の備品使用簿における配置場所が二上浄化センター内の施設となっている備品のうち、実際の配置場所が神通川左岸浄化センターであるもの(パーソナルコンピュータ 4 台のうち 2 台及びフッ素・アンモニア蒸留装置架台(6連))が発見された。これらの備品は、平成23年度末以前より神通川左岸浄化センターにおいて管理されているとのことである。</p> <p>また、ノート型パーソナルコンピュータ 3 台については、平成23年度末現在の備品使用簿における配置場所が管理本館とされているものの、実際には汚泥処理棟(3 台中 2 台)及び第 3 溶融炉棟(3 台中 1 台)に配置されていた。この他、高圧洗浄機 1 機については、</p>	<p>指摘のあった建物については、平成25年 8 月に建物台帳へ登録を行った。</p> <p>平成25年 3 月に、指定管理者に備品使用簿の配置位置と実際の配置位置を照合してもらい、配置場所を適切に反映させた。</p>

平成23年度末現在の備品使用簿における配置場所が汚泥処理棟となっているものの、実際には第3溶融炉棟に配置されていた。これらの備品は平成23年度末以前より現在の場所に配置されているものであった。

今後は、富山県会計規則第120条に従い現品と備品使用簿との照合を実施し、備品使用簿に実際の配置場所を適切に反映させる必要がある。併せて、協定書に添付される備品一覧表の配置場所についても実際の配置場所が記載されるよう留意する必要がある。

#### iv. 遊休資産の有無

##### 2) 監査結果

(二上浄化センター)

##### 【指摘38】

熱量計1台については、平成23年度中に不使用となっていたにもかかわらず同条に基づく不用決定処理が行われていなかった。

今後の供用見込みのない備品については、富山県会計規則第128条に従い不用決定処理が必要である。

指定管理者に現品確認をしてもらい、不用決定処理を行った(平成25年3月に備品台帳から削除)。

今後は、指定管理者に対して供用の見込みのない備品については、早急に廃棄等処分の協議を行うように指導した。

## 6. 流域下水道の課題について

### (1) 資本費の回収について

#### ④流域下水道以外の市町村との公平性

##### 【意見25】

前述のとおり、公営企業会計は受益者から受益の程度に応じて負担金を徴収し、これをもって必要な経費を賄う受益者負担による独立採算制を原則としている。この独立採算制の観点に加え、全国における市町村負担の状況や、流域下水道以外の市町村との公平性の観点からも、一般会計繰出基準残額は、基本

神通川左岸流域下水道の資本費負担については、平成30年度から関係市が一般会計繰出基準残額の全額を負担することで平成25年3月に関係市と合意した。

的には全額を受益者たる関係市が負担すべきものである。

このようなことから、神通川左岸流域下水道については、小矢部川流域下水道の負担とのバランスや、流域内の市によって資本費回収率にバラツキが見られるという実態なども勘案しながら、出来るだけ早期に一般会計繰出基準残額全額の負担が得られるよう関係市への働きかけを強められたい。

## (2) 財政状態・経営の見える化

### 【意見 26】

平成21年12月に総務省内地方公営企業会計制度等研究会がまとめた報告書においては、地域主権の確立を実現してゆく観点から、財政規律の確保、透明性の向上や自己責任の拡大を図るため、地方公営企業法の財務規定の適用範囲の拡大の検討に言及がなされている。

今般の地方公営企業会計制度の見直しのタイミングでの導入こそ見送られたが、地方公営企業会計制度の見直しに関する説明会（平成23年10月開催）では「財務規定等の適用範囲の拡大については、引き続き更なる検討を進める」とされ、これを受け自治総合センターで専門家により活発な議論がなされており、今後の議論の行方には十分留意が必要であり、導入の必要性についての検討が望まれる。

なお、同報告書によれば、法適用化のメリットとして以下が挙げられる。

(経営成績や財政状態の明確化)

損益取引と資本取引との区分

官庁会計では、管理運営にかかる取引と建設改良等にかかる取引は明確に区分されてい

流域下水道事業における地方公営企業法の財務規定の適用について引き続き情報を収集するとともに、導入の必要性について検討している。

ないケースもあるが、企業会計の採用でこれらを区分経理することによって、地方公営企業の経営成績や財政状態を的確に把握することができる。

#### 発生主義の採用

現金収支の有無に関わらず、経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における企業の経営成績や特定の時点における財政状態が明確になる。

(弾力的な企業経営)

#### 業務量に応じた支出

業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、当該業務に要する経費について予算を超過する支出が認められている。

#### 職員の経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促し、経営意識の向上につながる。

法適用化により、経営成績や財政状態の明確化が図られることにより、使用料金の適正化をより説得的に説明することが可能となると考えられる。

(通知文)

教 企 第 599 号

平成25年12月 6 日

富山県監査委員 坂 野 裕 一 殿

富山県監査委員 渡 辺 守 人 殿

富山県監査委員 酒 井 三 郎 殿

富山県監査委員 桶 屋 泰 三 殿

富山県教育委員会委員長

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年 3 月 28 日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

(別添)

---

## テーマ：教育委員会所管の施設の財務事務及び経営管理について（H 23 テーマ）

監 査 結 果 報 告 書（ 結 果 ・ 意 見 ）	措 置 の 内 容【公表項目】
<p>第四. 個別事項（指定管理者制度導入施設）</p> <p>9. 富山県上市カヌー競技場</p> <p>（5）備品管理</p> <p>④遊休資産の有無</p> <p>ii. 監査結果</p> <p><b>【意見 20】</b></p> <p>競技艇の稼働が約半数にとどまる現状からは競技艇の約半数は過大となっている可能性もあり、今後の競技艇の更新等に際しては、必要台数等を慎重に検討する必要がある。また、実際に有効利用されない艇については県立学校等への移管、売却又は廃棄を検討し、艇庫には使用が見込まれる艇（例えば、最新タイプの艇、レジャー用の艇）の配置が望まれる。</p>	<p>競技艇については、平成16年6月及び7月に、県立高等学校の要望に応じ、部活動用として保有する13艇の管理換を実施した。</p> <p>また、残る競技艇については、ジュニア大会など参加者の艇持込が困難な大会や練習用に一定のニーズがあることから、引き続き、適切な管理を行っていく。</p> <p>さらに、指定管理者が、合宿の誘致に努めるとともに、平成25年度から新たに初心者を対象とした教室を開催するなど、艇の利用促進・有効活用を図っていく。</p>

